社会福祉法人　浜松市社会福祉協議会会長表彰候補者推薦要領

第１章　総　則

**第1条　総　則**

この要領は、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会会長表彰規程（以下「表彰規程」という）第２条に定める表彰候補者の推薦に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２章　表　彰

**第2条　民生委員児童委員及び保護司功労表彰の資格**

　民生委員児童委員及び保護司功労表彰に該当する者の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

（１）民生委員児童委員及び保護司として現職（前年4月2日以降の退任・退職者を含む）であること。

（２）民生委員児童委員及び保護司として在職期間が９年以上であること。

**第3条　社会福祉法人の役員及び社会福祉施設・事業所の従事者功労表彰の資格**

　社会福祉法人の役員及び社会福祉施設・事業所（公立を含む）の従事者功労表彰の資格は、市社協の会員であって社会福祉法第2条または厚生労働省及び静岡県通知により設置された社会福祉施設・事業所（以下「社会福祉施設・事業所」という）の役員及び従事者であって、次の各号に定める条件を具備するものとする。

（１）社会福祉施設・事業所の役員及び従事者（嘱託等で所定労働時間の3/4以上の者を含む）として現職であること。

（２）役員は、理事及び監事であること（施設長も含む）。

（３）社会福祉施設・事業所の在職期間が社会福祉法人の役員は役員として9年以上、社会福祉施設・事業所の施設長については９年以上、その他については１４年以上であること。

**第4条　社会福祉事業団体の役員及び従事者功労表彰の資格**

　社会福祉事業団体の役員及び従事者功労表彰に該当する者の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

1. 県組織の社会福祉事業団体の構成員で、市単位で組織された市社協会員である社会福祉事業団体の役員及び従事者（嘱託等で所定労働時間の3/4以上の者を含む）として現職であること。
2. 役員は理事及び監事であること。

（３）在職期間が役員は役員として9年以上、従事者は14年以上であること。

**第5条　社会福祉地区優良地区社協表彰の資格**

社会福祉地区優良地区社協表彰の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

（１）事業成績が著しく優良であって、他の範とするに足ると認められるものであること。

（２）社会福祉地区設立後、事業実施期間が9年以上であること。

**第6条　身体障害者、知的障害者及び母子世帯等自立更生表彰の資格**

　身体障害者、知的障害者及び母子世帯等自立更生表彰の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

1. 身体障害者、知的障害者及び母子世帯等になってから９年以上自立更生に務めた者であること。
2. 身体障害者については、身体障害者手帳４級以上の認定を受けている者であること。
3. 知的障害者については、療育手帳を有している者であること。
4. 母子世帯等については、年齢２０歳未満の子供を養育している者、または夫が病気等により就労できず、配偶者が夫に代わり９年以上にわたって子供の養育に務めている者であること。
5. 現在、自立更生に務めている者であること。

**第7条　その他の社会福祉事業功労表彰の資格**

　その他の社会福祉事業功労表彰の資格は、次の各号に定める条件を具備する

ものとする。

（１）現在、里子を養育中で里親登録後、９年以上であり里子の養育期間が通算４年以上であること。

（２）現在、社会福祉事業に対してボランティア活動等により9年以上継続して活動している団体であること。

（３）一般社会人及び企業であって、労働的、経済的又はその他の方法により、本会の社会福祉事業に対して積極的協力援助を行い、社会福祉の推進に寄与したものであること。

（４）地区社会福祉協議会の会長として在職期間が9年以上であること。

（５）上記以外で、社会福祉事業に特に功績顕著なもの。

**第8条　勤続・従事等の年数算定**

候補者の勤続・従事等の年数算定は次のとおりとする。

（１）勤続年数、年齢及び現在時の基準は、原則として当該年度の４月１日現在で算定し、現職であって原則として中断していないものとする。

（２）在職期間が中断されている場合は、その在職期間を通算することができる。

**第9条　対象除外**

　既往において、次の各号の一に該当する者は表彰の対象から除外するものと

する。

（１）社会福祉関係功労で叙勲、藍綬褒章または黄綬褒章を受けた者。

（２）社会福祉関係功労で厚生労働大臣または静岡県知事（県表彰条例によるもの）の表彰を受けた者。

（３）静岡県社会福祉大会会長の表彰を受けた者。

1. 浜松市社会福祉大会で浜松市社会福祉功績者表彰及び市社協会長表彰を受けた者
2. 刑罰（道路交通法に基づく罰金刑を含む）等を受けた者。

**第10条　推薦書様式**

　表彰規程及びこの要領による推薦は、次の各号に定める推薦様式による。

（１）表彰規程第２条第１項第１号　　　　（様式第１号）

（２）表彰規程第２条第１項第２号　　　　（様式第２号及び様式第３号）

（３）表彰規程第２条第１項第３号　　　　（様式第４号）

1. 表彰規程第２条第１項第４号　　　　（様式第４号）

（５）表彰規程第２条第１項第５号　　　　（様式第５号）

（６）表彰規程第２条第１項第６号　　　　（様式第６号）

（７）表彰規程第２条第１項第７号　　　　（様式第７号）

（８）表彰規程第２条第１項第８号　　　　（様式第８号）

（９）表彰規程第２条第１項第９号　　　　（様式第８号）